

令和6年度広島県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月
広島県公表
令和8年3月一部改正

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。また、少なくとも、3年ごとに再検討するが、国の指針の変更、国内外における家畜伝染病の発生状況の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 広島県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の畜産は、古くから和牛を中心として発展し、全国に優れた素牛を供給してきたが、和牛経営においては、一部の担い手の規模拡大が進む一方で、依然として小規模零細で高齢な経営体が大半を占め、飼養戸数は年々減少している。

酪農、養豚、養鶏経営については、企業的、専門的経営体が育ち、本県の農業生産や県民への安全・安心で良質な畜産物の供給に大きく貢献している。

なお、山羊、鶏、豚については、愛玩飼養も一定数あり、飼養環境もさまざまである。

家畜衛生に関しては、大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、限られた労働力等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。しかしながら、人やモノの流通は国内のみならず海外も含めて広域化しており、重大な家畜伝染病の侵入リスクが高まる中、より一層の対策強化が求められている。

これらのことから、生産団体のみならず、市町、関連事業者等が一体となって、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

広島県内においては、令和2年度以降4年連続で高病原性鳥インフルエンザが発生し、特に令和4年度は、6事例で約168万羽の殺処分を行った。また、豚熱については、養豚場における発生は確認されていないが、令和4年3月に野生いのししで感染が確認された。このため、令和4年4月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始するとともに、野生いのししに対する経口ワクチンの散布を実施している。

その他伝染病については、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒などが継続して発生している一方で、全国で増加傾向にあるヨーネ病や牛ウイルス性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群などの発生は比較的少ない状況であるが、引き続き、発生予防対策に取り組む必要がある。

農場での防疫を考える上では、家畜の所有者や農場に出入する関係事業者等が、病原体の伝播リスクを低減するための取組を理解し、病原体の侵入防止或いは伝播防止並びに飼養家畜への感染防止のために、それぞれの立場で行うべき取組を継続して実施することが重要であ

る。

現状では、これらの取り組みに対する意識の差や、経営状況、農場施設の立地・構造など様々な要因が絡み合い、各農場における取組の差となって表れていると考えられる。

県は、家畜の所有者が自農場の衛生管理を見直し、必要な防疫対策を継続して取ることができるよう指導、助言を行うとともに、畜産関係事業者全員が、疾病発生防止のための基本行動を理解し、実践できるよう指導を行う必要がある。また、万一の発生時に備え、マニュアルの整備や関係機関が一体となった防疫演習を行っていく必要がある。

家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病は、令和4年11月に発生し、その後、県内での発生はない。 ・牛伝染性リンパ腫は、年間約40頭の発生があり、肥育牛での発生が増加しており、そのほとんどが、と畜場で確認されている。 ・アカバネウイルス等の異常産関連のアルボウイルスの抗体陽転が散発的に認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病は、抗体又は抗原検査陰性牛の導入を徹底し、定期的な検査で陰性を確認する必要がある。 ・牛伝染性リンパ腫は、感染防止対策とともに感染牛の早期出荷等の対策が必要である。 ・アカバネ病等の異常産は、発生が減少しているがワクチン接種率の低下に注意が必要である。
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病が令和2年に発生した。 ・ブルータンクが令和2年に発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄生虫性疾患により生産性阻害が散見される。 ・各農場における導入状況の把握及び診療獣医師の確保が課題となっている。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱は、昭和42年の発生以降、県内での発生はない。 ・豚流行性下痢は、平成26年の発生以降、県内での発生はない。 ・豚丹毒は、年間約10頭の発生があり、全てと畜場での検出となっている。 ・アフリカ豚熱の発生は確認されていないが、アジア地域の多くの国に発生が拡大しており、国内への侵入リスクが高い状態が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱は、県内の野生いのししでの感染が拡大しており、各農場において、病原体の侵入防止に取り組む必要がある。 ・豚丹毒は、ワクチンによるコントロールに苦慮している農場が複数ある。 ・アフリカ豚熱の発生を想定し、その影響を最小限に抑える取り組みが必要である。
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2から令和5年度に高病原性鳥インフルエンザが発生したほか、鶏痘、マイコプラズマ、鶏伝染性気管支炎などが散発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザの発生防止に向け、各農場とも病原体の侵入防止に取り組む必要がある。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、伝染性疾病の発生はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に課題はない。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 基本的な考え方

飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準として定められ、

家畜の所有者がその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者と連携して、総合的に実施することが重要であるため、各地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施する。

指導に当たっては、病原体の侵入防止、家畜への感染防止及び拡散防止のための取組が家畜の飼養者等によって継続的に実施されるよう飼養実態などを踏まえて柔軟に対応するとともに、これらの取り組みが畜産物の品質向上や農場の生産性向上につながることについても、十分な理解を求めることが必要である。また、異常畜を発見した場合の早期通報のためには、日々の飼養家畜の観察が必要であり、引き続き各農場における徹底を図る。

2 指導等の方法

(1) 県は、飼養衛生管理者が少なくとも年1回、管理する農場の自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導する。

なお、家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、渡り鳥の渡来が本格化する前の9月中には農場での防疫体制を整備し、10月から翌年5月まで毎月、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を、不遵守がなくなるまで繰り返して行うよう指導する。特に、11月から翌年1月は重点対策期間として対策の徹底を図るよう指導する。

また、豚の所有者及び飼養衛生管理者に対しては、四半期ごとに、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を繰り返して行うよう指導する。

(2) 家畜防疫員は、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について自己点検の結果も併せて確認し、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」等を活用して、必要に応じて指導、助言等を行う。

(3) (2)の確認は農場の立入検査による他、農場の遵守状況や指導の経過等を考慮し、電話等により確認することを可とする。ただし、少なくとも3年に1回は立入による確認を行うこととする。

(4) 県は、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等に対する研修等により、必要な知識や技術の普及啓発に努める。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

県は、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）については、毎年度作成し告示する。実施内容は「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき実施する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	実施の方法	指導等を実施する目安の 地域、時期等
牛、めん 羊及び山 羊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (6) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (7) 特定症状が確認された場合の早期通報 (8) 埋却等に備えた措置 	<p>飼養衛生管理者が行う自己点検及び巡回時等における「飼養衛生管理基準遵守の手引き」を活用した指導</p>	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 年間を通じて</p>
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 処理済みの飼料の利用 (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (7) 畜舎ごとの専用の靴の使用並びに手指の洗浄及び消毒 (8) 畜舎外での病原体による汚染防止 (9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (11) 特定症状が確認された場合の早期通報 (12) 埋却等に備えた措置 	<p>飼養衛生管理者が行う自己点検及び巡回時等における「飼養衛生管理基準遵守の手引き」を活用した指導</p> <p>飼養衛生管理者自らが遵守状況の点検を実施し、管轄家畜保健衛生所に報告</p>	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 年間を通じて</p> <p>時期 11月、2月、5月、8月</p>
家きん	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家きんの所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 大臣指定地域*における家きん舎への粉塵等を介した病原体の侵入防止対策に必要な措置の準備 (6) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 	<p>飼養衛生管理者が行う自己点検及び巡回時等における「飼養衛生管理基準遵守の手引き」を活用した指導</p> <p>飼養衛生管理者自らが遵守状況の点検を実施し、管轄家畜保健衛生所に報告</p>	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 年間を通じて</p> <p>時期 10月から5月</p>

	<p>(7) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>(8) 大臣指定地域*における地域的な野鳥誘因防止対策等の検討 (9) 衛生管理区域内の整理整頓、消毒及び消毒計画の策定</p> <p>(10) 家きん舎ごとの専用の靴の使用並びに手指の洗浄及び消毒</p> <p>(11) 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>(12) 埋却等に備えた措置</p>		
馬	<p>(1) 家畜の所有者の責務の徹底</p> <p>(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>(3) 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>(4) 記録の作成及び保管</p> <p>(5) 器具の定期的な清掃又は消毒等</p>	飼養衛生管理者が行う自己点検及び巡回時等における「飼養衛生管理基準遵守の手引き」を活用した指導	<p>地域 県内全域</p> <p>時期 年間を通じて</p>

*大臣指定地域：過去に鳥インフルエンザが複数事例発生している等、家畜伝染病の発生及びまん延リスクが高いと考えられている地域

2 各年度の優先事項等

1のうち、優先的に指導等を実施すべき事項については、毎年度、公表する。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 県は、主要な伝染性疾病に関し、伝播経路（感染方式）、有効な消毒薬、病態等について、生産者団体及び獣医師等と連携して、家畜の所有者等に対し、周知を図る。
- 2 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 県は、家畜の所有者等が異常畜を発見した際に、速やかに県へ報告し、その指示に従うよう平常時から周知する。
- 4 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、発生時に備える。
- 5 家畜の所有者は、家畜の死体の埋却地の確保を進める。土地の制約上、埋却が困難な場合や、埋却のみでは処理が困難な場合も考えられるため、県は、市町と連携して焼却施設のリストアップ及びレンダリング装置の活用等による死体の処理体制の構築を進める。
- 6 家きん1万羽以上を飼養する農場及び豚6頭以上を飼養する農場における監視伝染病発生に備えた対応計画を策定する。なお、家きんは大規模農場（10万羽以上）及び課題解決が進んでいない農場、豚は業として飼養する農場（1,000頭以上）を優先的に策定する。
- 7 家畜の所有者は、家畜伝染性疾病発生時の影響の緩和を図るため、同一経営体内の別の農

場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で家畜伝染病が発生した際に他の農場が殺処分の対象になる場合は、シャワーイン等、交差を防ぐ対策を実施する。また、一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、分割管理を検討する。

- 8 県は、家畜の所有者から農場の分割管理の相談があった際には、農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、家畜の所有者が農場の分割管理に取り組んだ場合は、その運用開始時及び運用開始後の年複数回の確認を行う。

Ⅲ 飼養衛生管理の指導、助言、勧告等の実施方法

県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 8 から第 21 条の 10 まで及び以下の規定に従って実施する。なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行う。

- 1 法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準は、2 年連続して同一の項目が遵守されておらず、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）による指導を行った場合とする。ただし、改善措置を講じるまでに、一定期間が必要と判断し、別途期間を定めた場合、その期間を経過しても、なお改善が認められない場合とする。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付する。

- 2 県は、1 により指導及び助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく、飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して勧告する。

- 3 県は、2 における確認の結果、家畜の所有者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置に関する事項

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルで実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各種情報共有、飼養衛生管理に係る研修の実施、一斉消毒等の自主的措置に取り組むことが重要である。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 体制整備

県は、獣医系大学へのリクルート活動や学外実習の受け入れなどを積極的に実施し、必要な

家畜防疫員の確保につながるよう努力する。また、国が主催する研修会等を活用して知識、技術の向上を図るとともに、新規採用者への個別研修、若手職員への伝達講習会など、家畜防疫員の育成に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者は、衛生管理区域における適正な管理を担う実務作業の責任者として、原則として衛生管理区域ごとに、選任されるものである。ただし、衛生管理区域が隣接しているなど、業務の実施に支障がない場合には、複数の衛生管理区域で、同一の飼養衛生管理者を選任しても差し支えない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置するよう指導を行う。

県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を定期報告等により確認する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者や家畜の所有者に対し、原則として毎年、国内外の家畜伝染病の発生状況、飼養衛生管理基準の内容、県の指導計画などについて、研修会の開催や資料等の提供により、飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図るよう指導する。

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

県は、国内外の疾病発生状況及びそれに伴う指導等に関する事項、最新の科学的知見、家畜の所有者等に対する研修に関する事項などの情報をファクシミリ、電子メール、郵送等により周知する。また、外国人従業員向けの資料がある場合は、情報提供等を行う。

III その他指導等の実施体制に関する事項

県は、飼養衛生管理基準に係る指導は、年間を通じて実施する。

また、県は、家畜の所有者等が飼養衛生管理基準を遵守せず、そのことによって家畜伝染病の発生予防やまん延防止に大きな影響があり、特に必要があると認める場合は、決定した行政処分の内容を公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

1 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。

2 県は、中国四国ブロック協議会において、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、情報共有、伝染病発生時の資材の共有などの協議を行い、相互に連携することとする。

3 県は、県内の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、市町と連携し、協議会を設置するものとする。

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
中国5県家畜衛生に関する協議会	中国5県	持ち回り	家畜衛生に関する情報共有 防疫資材の運用協力

			研修会の開催等
広島県畜産関係団体連絡協議会	広島県、関係団体、生産者団体	(一社)広島県畜産協会衛生指導部	家畜衛生に関する情報共有 研修会の開催等
広島県豚熱感染拡大防止対策協議会	県関係機関、市町、関係団体	農林水産局畜産課、 (一社)広島県畜産協会衛生指導部	野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布等に関する事 野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査に関する事
西部家畜衛生推進会議	県関係機関、市、町、関係団体	西部畜産事務所	家畜衛生に関する情報共有 伝染病発生時の対応内容等
東部家畜衛生推進会議	県関係機関、市、町、関係団体	東部畜産事務所	家畜衛生に関する情報共有 伝染病発生時の対応内容等
北部家畜衛生推進会議	県関係機関、市、町、関係団体	北部畜産事務所	家畜衛生に関する情報共有 伝染病発生時の対応内容等

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

県は、口蹄疫、アフリカ豚熱等の重大な伝染性疾病の発生が確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、制限区域内の飼養農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。また、県内農場での消毒強化等について注意喚起を行う。

その際、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」の実施状況について確認し、実施が不十分と考えられる場合には、至急改善するよう勧告等を行う。

また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

県は、通常の家畜の飼養農場以外の観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等についても、それぞれの飼養環境・施設構造等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設定、消毒方法等について助言、指導等を行う。